

令和元年度鴨川市いじめ問題対策調査会 議事録

日時 令和2年1月31日（金）

午後1時から午後2時15分まで

場所 鴨川市役所天津小湊支所2階会議室

●出席者

○委員出席者

| 分野 | 委員氏名（敬称略） |
|----|-----------|
| 福祉 | 武田 由美 |
| 福祉 | 石塚 則子 |
| 医療 | 黒野 隆 |
| 人権 | 嶋津 辰次郎 |
| 心理 | 奈良 和子 |

○教育委員会・事務局出席者

| 所属・職名 | 職員氏名 |
|---------------|-------|
| 教育長 | 月岡 正美 |
| 学校教育課長 | 渡邊 弘仁 |
| 事務局 学校教育課指導主事 | 助川 孝浩 |

●会議資料

- ・次第と資料（レジメ）
- ・委員名簿
- ・資料A 鴨川市いじめ防止対策推進条例・鴨川市いじめ問題対策調査会規則・鴨川市いじめ防止基本方針・鴨川市いじめ防止基本方針【概要版】
- ・資料B 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会について

1 開会（午後1時）

事務局から本対策調査会の会議の公開、議事録の作成及び傍聴規定等について説明、提案があった。委員からの質疑等は特になく、事務局の提案のとおり了解が得られた。

傍聴人、入場。

2 教育長挨拶

月岡教育長から文部科学省が公表した平成30年度のいじめ認知件数、千葉県内のいじめ認知件数、鴨川市のいじめ認知件数、また、それぞれの1,000人あたりの認知件数、鴨川市の児童・生徒の様子やいじめ認知の状況などについて、話があった。

3 各委員の紹介

事務局から各委員、教育委員会職員が紹介された。

4 鴨川市いじめ問題対策調査会について

事務局から、本対策調査会について説明が行われた。(資料A)

続けて、鴨川市いじめ防止対策推進条例の第 19 条の説明及び、いじめ防止対策推進法の確認があった。

5 議事

ここからの進行については、嶋津会長が議長となり進行する旨について事務局から説明があった。

議長より、奈良委員が議事録署名人に指名された。

(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の報告について

事務局から 1 月 15 日に開催された鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の報告がなされた。(資料B)

質疑等については、以下のとおり。

奈良委員

ネットやSNSの問題が増加している中で、千葉県ネットパトロール事業からの情報提供や連携など関与していることがあれば、教えてください。

事務局（助川指導主事）

千葉県の青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）から情報を得ています。問題のある画像を拡散させている生徒がいた場合は、県から本市教育委員会へ「本人に消させてください。」という連絡が入ります。

毎月、千葉県全域の小中学校をくまなく観察するということはできていませんが、今月は鴨川市を抽出、〇〇月は△△市を抽出等、毎月県からの報告は本市教育委員会経由ですべての中学校に周知させています。今年に入り、何回か鴨川市も抽出されました。今のところ、悪質ですぐに削除依頼をしなければならない案件は挙がってきておりません。

嶋津議長

資料Bの3, 4ページに、いじめが認知された数があります。1学期小学校76件、2学期小学校55件、1学期中学校96件、2学期中学校59件とあり、どちらも2学期の方が数が減っています。何か特別な対策を講じたのですか、また、どういう傾向の現れなのですか。

事務局（助川指導主事）

考えられることとして、1学期当初は2クラス以上の学校ではクラス替え、あるいは学校統合、中学校では複数の小学校からの新入生が、ゼロから人間関係を築い

ていくなど、環境の変化の中で生徒が「いじめ」と認知する事案が多く発生する傾向があります。

2学期になると減ってくる理由は、担任と児童生徒の人間関係が良くなってくることが挙げられます。これは、4月から学級担任は児童生徒の様子を見ていること、クラスメイトも仲間の性格を段々と理解してくること、加えて、アンケートを2回以上実施し、早めの初期対応をしているためであると考えられます。

黒野委員

いじめの認知件数が平成29年度162件、平成30年度299件で137件の増加ということは、いじめの定義をかなり広げているのではないかと感じます。3年前と比べ、いじめのイメージが変わってきているように思います。

事務局（助川指導主事）

昨年の会議で、「鴨川市いじめ防止基本方針」を改定し、いじめの定義を変えたことを報告しました。現在は、けんかやふざけもいじめとして認知しています。また、いじめられた方が心身の苦痛を感じていけばいじめ認知となります。3年前と比べ、広く解釈されるようになってきているため、いじめの認知件数は増えています。

武田委員

鴨川市教育支援センター「ステーション」が今年度開設され、多くの児童生徒が通っています。この会が始まる前に、見学をさせてもらったところ、活気があふれていました。いじめに絡んだ不登校や教育相談にも密接に係わっており、このステーションの果たす役割は大きいです。いじめから始まる不登校を防ぐことやいじめの解消に向けてのステーションはどのような役割を果たしているのか教えてほしいです。

事務局（助川指導主事）

ステーションの役割はその児童生徒にあった人生を生きていくために、一人一人に寄り添いながらサポートに当たり、社会的な自立を目指します。学校に通いづらい児童生徒の小さい悩みから耳を傾け、相談に応じています。不登校となる児童生徒は複合的な要因を抱えているとが多く、友達に何かを言われ、いじめと感じたから来所したという親子もいます。主任学習指導員を中心として、「ここはこうした方がいいよ。」「〇〇を頑張ってみようか。」とアドバイスをしつつも、生徒本人が決めるべきことは自分で決めさせることをしたり、本人、保護者が不安に感じている学校生活の相談にのったりと、一人一人に応じた対応でステーションは機能しています。

武田委員

鴨川市の大きな事業と感じました。これからもステーションと学校の連携した対応に期待したいです。

石塚委員

いじめを発見した時の児童生徒に対する指導は常に同じですか。学校によるそれぞれの特色や地域性はあるのかどうかを伺いたいです。

事務局（助川指導主事）

いじめの定義から、本人が心的苦痛を伴えば、大小にかかわらずいじめと認知されるので、小1から中3まで発達段階に応じた指導をしています。例えば小1には「いいかな、嫌なことはやっちゃいけないよ」、中学生には「大人になってくれば、わかるよね。」などと、それぞれに応じた対応で、いじめ防止を教えています。

いじめをなくすために、小学生も中学生も「ダメなものはダメ。」という対応で指導しております。

石塚委員

先生たちの対処の仕方で、まず、子ども同士の話し合い、次に先生と子どもたちとの話し合い、そして、家庭との話し合いというふうに、各学校ではステップを踏んだ指導方法で行っていますか。

事務局（助川指導主事）

まず、子ども同士で話し合いをさせます。これをもとに保護者にも連絡、あるいは、子どもと保護者の両方が入って学校で話し合うこともあります。子ども同士による話し合いを行う前に、保護者が学校の方に意見を出すこともあり、学校が苦勞している事例もあります。

渡邊課長

対応については、ケースバイケースです。指導については、市の生徒指導会議やいじめ対策会議で様々な手法を共有するので、それぞれの学校が独自で行うというより、基本線をおさえながらやっています。子どもの家庭環境や事の重大性によっては一对一のケース、場合によっては全校集会、また、あえて親がいるPTA総会であったり、軽重をつけながら対応をしています。

奈良委員

本冊3ページの(4)にある「SNS、インターネット等トラブルで、夜中であっても学校は介入・指導している」とありますが、このような学校もあれば、そうでない学校もあるのですか。これに関してどのくらい対応しているのですか。

渡邊課長

本冊に書かれている短い文での説明では、誤解を生むため、詳しく説明をします。保護者は昼間働いているので、学校には夜に問い合わせや相談があります。昼だろうと夜だろうと、各学校は基本的に対応しております。今、働き方改革が叫ばれる中で、今後、厳密化されるであろう「勤務時間終了以降の電話については、対応を控えていく」という対応は、慎重に検討していかなくてはならないと考えます。相談する側もある程度、常識的な時間でモラルを守ってもらうとありがたいです。

ここでは、学校現場の苦勞が表面化していると捉えています。現状としましては、24時間体制に近い形、さすがに深夜12時、1時ということはないのですが、午後8時、9時、10時ぐらいに、保護者が仕事から帰ってきて、子どもから話を聞き、このことについてどうなっていますか、という相談を受けることは各学校であります。

嶋津議長

宮崎市の特別支援学校に通っていた小学校5年生がいじめを受けていたことがニュースになり、当初学校はいじめと認めなかったということがありました。鴨川市の場合は、教育委員会と学校間のいじめの認識に温度差はありませんか。教育委員会としてこのようなことに対し、どのような考えをもっていますか。

渡邊課長

まずは、そのようなことが起こらないようにしていくこと、そこに細心の注意を払っていかないといけません。基本的に学校が窓口となります。保護者から難しい案件があった場合は、教育委員会の担当に相談が来ます。十分に聞き取りをした上で、状況によってはこちらから学校に出向いて、学校にて対応をします。直近の事例でも、学校と児童生徒、保護者の中に指導主事も入り、正確な情報を共有しながら、指導まで含めて対応したという事例もあります。教育委員会が一方的に指導をする立場という視点だけでなく、一緒に寄り添いながら、我々は第三者的な視点も含みながら、その学校が適切な指導ができるよう支援していくということも、これからも大切にしていきたいと考えています。

月岡教育長

宮崎の5年生の子がいじめが原因で転校せざるを得なかった件は、2年生の頃からいじめを受けていて、学校の方に訴えていましたが、学校がいじめ認知として取り扱っていませんでした。それを教育委員会に保護者が訴え、教育委員会の指示で学校がいじめと認知して、学校が保護者に謝罪をしたということがありました。

私たちがいじめがあった時は、担任だけで留めることなく、学校組織全体として対応するようにしています。組織で対応すると、「これは、いじめじゃないですか。」と発言する先生も出てきて、いろいろな人の意見を踏まえ、学校としての対応ができます。学校は個人対応をせず、組織全体で対応する。市内どこの学校でも管理職、生徒指導担当、養護教諭、学年主任、教務主任、学級担任等が入り、きちんとした組織ができあがっているのです。まず、このようなケースは起こらないだろうと思います。

毎学期の各学校への調査から、今は指導を継続中であると、報告があり、あったものについては、私どもの方でも見ており、継続中が1学期、2学期と続くようであれば、「どうしてですか。」と確認をしています。私も校長先生に年度始めと年度終わりに面接をし、学校から継続中だと出ているが、内容はどういうことで、校長先生はきちんと把握しているかどうか、確認の意味やアドバイスをする点も含め、学校だけに任せていません。教育委員会もそこに入っていきます。

嶋津議長

他にご質問やご意見が無ければ、これは報告ということでございますので、可否は問いません。

(2) 鴨川市が実施するいじめ防止等の対策について

事務局から市が実施する対策について以下の説明がなされた。

- ・ 2つの組織の設置の他、各種施策、相談体制の充実について
- ・ いじめの防止、早期発見のためのいじめ対策について
- ・ 毎年4月のいじめ防止月間に、広報かもがわに記事を掲載し、市民に向けても啓発を行うことなどについて

更に、市立学校が実施する対策についての具体的な内容と保護者の役割、市民の役割、重大事態への対処について説明がなされた。

質疑等については、以下のとおり。

奈良委員

本冊4ページの(7)にある財政措置とありますが、今年度や来年度はいかかでしょうか。

渡邊課長

鴨川市教育支援センター「ステーション」に数百万円。これをいじめに対する財政措置と捉えており、市の方からも理解を得ています。

奈良委員

学校関係者への教育や研修が充実しており、現場の取組も素晴らしいと思いました。放課後、学童を利用する子ども達も多く、長期の休みには学童に子どもをあずけている保護者もいます。学童指導員のいじめに対する教育研修体制はどうなっていますか。

渡邊課長

学童は学校教育課の管轄外になってしまい、子ども支援課、社会福祉協議会で今、対応しています。かと言ってこちらが何もしないということではありません。

実際、学校現場の方では、学校によって温度差はあります。学童指導員と管理職、それぞれの学級担任が密に連絡を取り合い、「今日、こんなことがあったから、元気がないかもしれませんが、見てあげてください。」などと連絡している事例を耳にしています。隣接型の学校は足を運ばば、簡単に話をしやすいです。少し離れた場所にある学校は、連携が少なくなることもあるようです。

一人の子どもをそれぞれの組織がどうつないでいくか、そのための研修をどういった形でやっていくかについては、担当者と今後も話を広げていくことを、今日、改めて思ったところです。

奈良委員

学童の指導員は教職免許がない、保育士でもない方が多くいらっしゃるようで、若い人も採用されています。財源が限られている中、お金がかからなければ共同の研修に参加させてあげる機会や措置がとれるのであれば、積極的に参加していただけるのではないかと思いますのでお願いしたいところです。

嶋津議長

他にご質問やご意見が無ければ、本議題についての質疑は以上で終わらせていただきます。なお、本議事は「審査」となっております都合上、別冊資料Aの「鴨川市いじめ防止基本方針改訂版」の12ページから17ページ中の「市が実施する対策」、「市立学校が実施する対策」、「保護者の役割」、「市民の役割」については、このような内容で異議なしということによろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

嶋津議長

それでは、異議なしとのことですので、「市が実施する対策」について、今後も確実な実施をよろしく願いをいたします。議事の3つ目の「その他」ですが、この際何かございますでしょうか。事務局から何かありますか。

事務局（助川指導主事）

ありません。

嶋津議長

委員の皆様から何かありますか。

なしの声あり。

嶋津議長

特にないようでしたら、以上で議事を終わらせていただきます。慎重なご審議どうもありがとうございました。

6 諸連絡

嶋津議長

最後に諸連絡です。事務局から何かございますでしょうか。

事務局（助川指導主事）

最後に次年度の日程について、お願いします。次年度の実施も1月下旬から2月中旬に実施できたらと考えております。不都合がございましたら、事務局助川まで連絡をお願いいたします。

嶋津議長

他に何かございませんですか。

それでは、ないようでございますので、以上をもちまして、令和元年度、鴨川市いじめ問題対策調査会を終了いたします。どうもお疲れ様でございました。

事務局

長時間にわたり、ありがとうございました。

7 閉会（午後 2 時 1 5 分）

以上

鴨川市いじめ問題対策調査会

会長 嶋津 辰次郎 様

鴨川市付属機関等の会議の公開に関する実施要領第 7 条第 3 項の規定により議事録の内容について確認します。

令和 2 年 3 月 2 3 日

奈良 和 子